

## [論点1 認証ADRの魅力を高めるための施策]

### オ 調停手続法の制定

ADRの手続の開始から終了に至るまでの手続ルールを体系的に法令化することについてどのように考えるか。

- 1 現行制度下では、手続の開始から終了に至るまでの手続ルールについては、各事業者において定めるとともに利用者に説明することとされている。  
手続ルールの法令化については、ADR法制定時の国会審議において引き続き検討課題とされたものの（注1）、ヒアリング等において、特にこれを求める意見等はみられず、日本ADR協会の提言もこの点については消極である。手続ルールの法令化のメリットとして、手続の進め方について合意が整わないために手続が行き詰まってしまうことを防止したり、ADRの具体的内容を国民がイメージできるなどという点が指摘されているが、ADRの多様性を阻害するおそれがあるというデメリットも指摘される。そこで、ADR法施行後の状況も踏まえて、この点についてどのように考えるか。
- 2 また、手続ルールに関し、ADRの手続で開示された一定の情報等について、調停等において和解が調わず、裁判等に移行しても、調停等において和解を調えるために開示した自己に不利益な情報が、自己の意思に反して後続する裁判等において相手方によって利用されることがないようにするための手だてを整えることによって、ADRにおける和解解決を促進すべきであるとする指摘があり、規程・規則上そのような取扱いを可能としている認証ADRも相当数あるが（注2）、このような考え方について、どのように考えるか。

（注1）国会審議の際の附帯決議

○ 平成16年11月9日衆議院法務委員会附帯決議

- ・ 民間団体等が行う裁判外紛争解決手続の開始から終了に至るまでの手続ルールに関

し、国際的な動向等も視野に入れ、合意が得られない場合の適用原則について、必要に応じ法整備を含めて検討すること。

○ 平成16年11月18日参議院法務委員会附帯決議

- ・ 民間団体等が行う調停、あっせん等の手続の開始から終了に至るまでの手続ルールに関し、紛争当事者間で合意が得られない場合の適用原則の法令化について、民間紛争解決手続の多様性も配慮した上で、今後の国際的動向等を勘案しつつ引き続き検討すること。

※ 調停手続一般法の制定に関する国際的な動向として、2002年6月に、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が国際商事調停モデル法を策定しており、現在までに、アメリカ（12州）、フランス、スイス、カナダ（2州）、アルバニア等14か国において、同モデル法及びこれが基礎としている原理に影響を受けた立法（法律改正を含む。）を行っている（UNCITRALホームページ）。

（注2）公益財団法人日本スポーツ仲裁機構，一般社団法人日本商事仲裁協会，京都弁護士会，各司法書士会等30事業者

(参考)

UNCITRAL 国際商事調停モデル法 (ADR 検討会 資料 10-5 から抜粋)

(UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation)

(2002年6月28日 UNCITRAL 総会第35会期にて採択) 三木浩一訳

第10条 他の手続きにおける証拠の許容性

(1) 調停手続の当事者、調停人、および調停手続の運営に関与した者を含むあらゆる第三者は、仲裁手続、訴訟手続、またはその他の同様の手続において、以下に掲げるものにつき、これらに依拠し、これらを証拠として提出し、またはこれらについて証言もしくは供述をしてはならない。

(a) 当事者が行った調停手続開始の申出または当事者が調停手続への参加を望んでいたという事実

(b) 当該紛争の和解案に関して当事者が調停手続において表明した意見または行った提案

(c) 調停手続の過程において当事者が行った陳述または自白

(d) 調停人が行った提案

(e) 調停人が提示した和解案につき、当事者がこれを受諾する意思を示したという事実

(f) もっぱら調停手続のために準備された書面

(2) 本条第(1)項の規定は、同項各号に挙げられた情報または証拠につき、その形態に関わりなく適用される。

(3) 仲裁廷、裁判所、または、その他の権限ある政府機関は、本条第(1)項に定める情報の開示を命じることができない。これらの情報が本条第(1)項に違反して証拠として提出されたときは、その証拠は許容性がないものとして取り扱われなければならない。ただし、これらの情報が、法律の定めるところによりまたは和解合意の履行もしくは執行のために必要とされる場合は、その限度において開示することまたは証拠として採用することができる。

(4) 本条第(1)項、第(2)項および第(3)項の規定は、その仲裁手続、訴訟手続またはその他の同様の手続が、現在または過去における調停手続の対象事項たる紛争と関係するものであるか否かを問わず、適用される。

(5) 本条第(1)項が制限する場合を除き、仲裁手続、訴訟手続またはその他の同様の手続において本来であれば許容性を有していた証拠は、調停で用いられたことのみをもって、証拠としての許容性を否定されることはない。